

毎週火・金曜日発行（当日が休日になるときは、休日の翌日）

福 島 県 報

目 次

- 産業廃棄物処理施設設置の許可の申請があった件 三三
- 生活保護法による医療扶助等のための医療機関を指定した件 三五
- 生活保護法による指定医療機関の名称を変更した旨届出があった件 三六
- 生活保護法による指定医療機関の事業を廃止した旨届出があった件 三六

告 示

- 特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があった件二件 三六
- 東日本大震災復興特別区域法により都市計画を変更する件三件 三七
- 一般競争入札を行う件 三八
- 福島県警察本部 三〇
- 一般競争入札を行う件三件 三〇
- 福島県選挙管理委員会 三〇
- 福島県公職選挙法執行規程の一部を改正する規程 三三

告 示

福島県告示第四百六十号
 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第三十七号。以下「法」という。）第十五条第一項の規定により産業廃棄物処理施設を設置しようとする者から許可の申請があったので、次のとおり告示する。その申請書及び法第十五条第三項に規定する当該産業廃棄物処理施設を設置することが周辺地域の生活環境に及ぼす影響についての調査の結果を記載した書類を、平成二十五年六月二十八日から一月間一般の縦覧に供する。

平成二十五年六月二十八日

福島県知事 佐藤雄平
 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

丸三製紙株式会社 代表取締役 野崎 修

福島県南相馬市原町区青葉町一丁目十二番地の一

二 産業廃棄物処理施設の設置の場所

福島県南相馬市原町区青葉町一丁目十二番地の一

三 産業廃棄物処理施設の種別

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和四十六年政令第三百号）第七条第三号に規定する汚泥の焼却施設兼同条第五号に規定する廃油の焼却施設兼同条第八号に規定する廃プラスチック類の焼却施設兼同条第十三号の二に規定する産業廃棄物の焼却施設

四 産業廃棄物処理施設において処理する産業廃棄物の種類

1 汚泥

2 廃油

3 廃プラスチック類

4 紙くず

5 木くず

五 申請年月日

平成二十五年五月十五日

六 縦覧場所

1 福島県相双地方振興局県環境部環境課

2 福島県南相馬市原町区錦町一丁目三十番地

3 南相馬市市民生活部生活環境課

4 福島県南相馬市原町区本町二丁目二十七番地

（産業廃棄物課）

福島県告示第四百六十一号

生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号）第四十九条の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。）により、医療扶助及び医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成二十五年六月二十八日

名 称	所 在 地	福島県知事	藤雄平
御山内科クリニック	福島市御山字仲ノ町九七―二	指定年月日	平成二十五年四月一日
公立大学法人福島県立医科	会津若松市河東町谷沢字前田二―二	同	同 年五月一日
大学会津医療センター附属病院		同	同 年五月二日
太田メディカルクリニック	須賀川市諏訪町五	同	同 年四月一日

メンタルクリニックなごみ	相馬市沖ノ内二丁目二一八	同	年五
医療法人博寿会村上医院	伊達郡国見町大字藤田字北一一一	同	年四
クラフト薬局福島南沢又店	福島市南沢又字桜内三三三三	同	年四
あど薬局	会津若松市駅前町八一二二	同	年五
ハート調剤薬局会津店	会津若松市河東町谷沢字十文字七四一二	同	年五
エール薬局十文字店	会津若松市河東町谷沢字十文字四〇一二	同	月一日
エール薬局河東店	会津若松市河東町郡山字村西一五二三	同	年三
泉崎南東北訪問看護ステーション	西白河郡泉崎村大字泉崎字山ヶ入一〇一	同	月二二日

(社会福祉課)

福島県告示第四百六十二号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。）により、次の指定医療機関から当該指定医療機関の名称を変更した旨届出があった。

平成二十五年六月二十八日

福島県知事 佐藤雄平

名称	変更前	変更後	所在地
財団法人大原綜合病院	一般財団法人大原綜合病院	福島市大町六一一	福島市大町六一一
財団法人大原綜合病院 属大原医療センター	一般財団法人大原医療センター ター附属大原医療センター	福島市鎌田字中江三三三	福島市鎌田字中江三三三
医療法人ほりこし心身 クリニック上野寺心身 クリニック	医療法人ほりこし心身 クリニック上野寺内科クリ ニック	福島市上野寺字西原九一一	福島市上野寺字西原九一一
財団法人会田病院	公益財団法人会田病院	西白河郡矢吹町本町二二六	西白河郡矢吹町本町二二六

福島県告示第四百六十三号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。）により、次の指定医療機関から当該指定医療機関の事業を廃止した旨届出があった。

平成二十五年六月二十八日

(社会福祉課)

名称	所在地	廃止年月日
秋月内科医院	福島市御山字仲ノ町九七一二	平成二十五年三月三十一日
太田メディカルクリニック	須賀川市諏訪町五	同
メンタルクリニックなごみ	相馬市沖ノ内二丁目二一八	同
村上医院	伊達郡国見町大字藤田字北一一一	同
西間木歯科医院	須賀川市上北町二二三	同
あど薬局	会津若松市中町一三三七	同
国民健康保険泉崎村立病院	西白河郡泉崎村大字泉崎字山ヶ入一〇一	平成二十五年三月三十一日
泉崎訪問看護ステーション		同

(社会福祉課)

公 告

公告第百九十五号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定による特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、次のとおり公告する。

平成二十五年六月二十八日

福島県知事 佐藤雄平

- 一 申請のあった年月日
平成二十五年六月十八日
- 二 名称
特定非営利活動法人ほつとアクト
- 三 代表者の氏名

- 増子 修
- 四 主たる事務所の所在地
福島県西白河郡西郷村大字熊倉字折口原四百十七番地二
 - 五 定款に記載された目的
この法人は、障害児（者）高齢者に対して地域生活を可能とする事業を行うとともに、他の非営利団体の支援と連携を通してより多くの市民の幸福に寄与することを目的とする。
- （文化振興課）

公告第百九十六号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定による特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、次のとおり公告する。

平成二十五年六月二十八日

福島県知事 佐藤 雄 平

- 一 申請のあった年月日
平成二十五年六月十九日
 - 二 名称
（変更前）特定非営利活動法人フクシマー〇〇〇年構想委員会
（変更後）特定非営利活動法人福島一〇〇〇年構想委員会
 - 三 代表者の氏名
奥山 修司
 - 四 主たる事務所の所在地
福島県郡山市緑町九番十三号
 - 五 定款に記載された目的
この法人は、福島県内及び近隣自治体住民に対し、また広くは全世界に対して、NPO、経済界、行政府がそれぞれの特性・資源を生かし連携して、除染活動をはじめとする各種放射線対策や、避難民発生時・自然災害時の緊急支援に関する事業を行う。また、福島の子どもたちの未来を育むための事業や二度と放射能に汚されることのないよう恒久的で安全なエネルギー政策の提言、また雇用創出のための新たな産業政策の立案などの調査・研究を行う。これにより、二十二世紀に向けて、放射能汚染の不安のない未来創造に寄与することを目的とする。
- （文化振興課）

公告第百九十七号

東日本大震災復興特別区域法（平成二十三年法律第百二十二号）第四十八条第四項の規定により、いわき市復興整備計画にいわき都市計画の変更に係るいわき都市計画に定めるべき事項を次のとおり記載する予定である。

平成二十五年六月二十八日

福島県知事 佐藤 雄 平

- 一 都市計画の変更の種類及び名称
 - 1 種類 いわき都市計画臨港地区
 - 2 名称 小名浜港臨港地区
- 二 都市計画の変更を定める土地の区域
 - 1 新たに都市計画に含まれる土地の区域
いわき市のうち小名浜字辰巳町の一部の区域
 - 2 都市計画から除外される土地の区域
いわき市のうち小名浜字辰巳町及び字定西の一部の区域
- 三 都市計画の変更の案の縦覧場所及び縦覧期間
 - 1 縦覧場所
福島県いわき建設事務所企画管理部企画調査課、いわき市都市建設部都市計画課及びいわき市都市建設部小名浜区画整理事務所
 - 2 縦覧期間
平成二十五年六月二十八日から同年七月十二日まで
 - 4 その他
いわき都市計画臨港地区を変更する案について、いわき市の住民及び利害関係人は、東日本大震災復興特別区域法第四十八条第五項の規定により、住所、氏名及び意見を記した意見書を福島県いわき建設事務所長又はいわき市長を経由して、三の2に掲げる縦覧期間内に福島県に提出することができる。

（都市計画課）

公告第百九十八号

東日本大震災復興特別区域法（平成二十三年法律第百二十二号）第四十八条第四項の規定により、いわき市復興整備計画にいわき都市計画の変更に係るいわき都市計画に定めるべき事項を次のとおり記載する予定である。

平成二十五年六月二十八日

福島県知事 佐藤 雄 平

- 一 都市計画の変更の種類及び名称
 - 1 種類 いわき都市計画道路
 - 2 名称 三・五・一四二号船引場原木田線
三・五・一四四号船引場館ノ腰線
- 二 新たに都市計画に含まれる土地の区域
いわき市のうち小名浜字辰巳町の一部の区域
- 三 都市計画の変更の案の縦覧場所及び縦覧期間
 - 1 縦覧場所
福島県いわき建設事務所企画管理部企画調査課、いわき市都市建設部都市計画課及びいわき市都市建設部小名浜区画整理事務所
 - 2 縦覧期間
平成二十五年六月二十八日から同年七月十二日まで

四 その他
いわき都市計画道路を変更する案について、いわき市の住民及び利害関係人は、東日本大震災復興特別区域法第四十八条第五項の規定により、住所、氏名及び意見を記した意見書を福島県いわき建設事務所長又はいわき市長を経由して、三の2に掲げる縦覧期間内に福島県に提出することができる。
(都市計画課)

公告第百九十九号

東日本大震災復興特別区域法（平成二十三年法律第百二十二号）第四十八条第四項の規定により、いわき市復興整備計画にいわき都市計画の変更に係るいわき都市計画に定めるべき事項を次のとおり記載する予定である。
平成二十五年六月二十八日

福島県知事 佐藤 雄 平

- 一 都市計画の変更の種類及び名称
 - 1 種類 いわき都市計画緑地
 - 2 名称 七号久之浜防災緑地
- 二 都市計画から除外される土地の区域
いわき市のうち久之浜町久之浜字東町の一部の区域
- 三 都市計画の変更の案の縦覧場所及び縦覧期間
 - 1 縦覧場所
福島県いわき建設事務所企画管理部企画調査課、いわき市都市建設部都市計画課及びいわき市久之浜・大久支所
 - 2 縦覧期間
平成二十五年六月二十八日から同年七月十二日まで
- 四 その他
いわき都市計画緑地を変更する案について、いわき市の住民及び利害関係人は、東日本大震災復興特別区域法第四十八条第五項の規定により、住所、氏名及び意見を記した意見書を福島県いわき建設事務所長又はいわき市長を経由して、三の2に掲げる縦覧期間内に福島県に提出することができる。
(都市計画課)

公告第200号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける物品等の購入について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号。以下「財務規則」という。）第274条の3第1項の規定により公告する。
平成25年6月28日

福島県知事 佐藤 雄 平

- 1 入札に付する事項
 - (1) 調達をする物品等の件名及び数量 モニタリングポスト局舎本体（ダストモニタ有り） 8式
 - (2) 調達をする物品等の仕様等 仕様書による。
 - (3) 納入期限 平成25年11月22日（金）
 - (4) 納入場所 本郷公民館ほか計8箇所
- 2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項
次に掲げる条件を全て満足している者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。
 - (1) 福島県の物品購入（修繕）競争入札参加有資格者名簿に登録されている者又は開札時まで福島県の物品購入（修繕）競争入札参加資格を取得している者であること。
 - (2) この公告の日から入札の日までの間に福島県から物品の買入れ又は修繕に係る指名停止を受けていないこと。
 - (3) この公告に示した仕様に合致した物品又はこれと同等の物品について納入実績があり、かつ、確実に納入できること。
 - (4) 当該物品に係る迅速な保守及び修理の体制が整備されていること。
- 3 入札に参加する者に必要な資格の確認
入札に参加を希望する者は、所定の物品購入（修繕）一般競争入札参加資格確認申請書に、2の(3)に掲げる事項について証明できる書類を添付して、平成25年7月24日（水）午後5時までに次に掲げる場所に提出し、当該入札に参加する者に必要な資格

の確認を受けること。

郵便番号960-8670 福島県福島市杉妻町2番16号

福島県出納局入札用度課

電話024-521-7563

4 入札書の提出場所等

(1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先 3に掲げる場所に同じ。

(2) 入札説明会の日時及び場所 平成25年7月10日(水)午後1時30分 福島県出納局入札用度課

(3) 入札及び開札の日時及び場所 平成25年8月9日(金)午前10時30分 福島県出納局入札用度課(郵便により入札する場合は、書留郵便により行うものとし、同月8日(木)午後5時までに必着のこと。)

5 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金 入札に参加を希望する者は、入札金額の100分の3以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第249条第1項各号のいずれかに該当する場合においては、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。

(2) 契約保証金 落札者は、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第229条第1項各号のいずれかに該当する場合には、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。

6 入札に参加を希望する者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、開札日の前日までの間において、提出した書類に關し、福島県知事から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

7 入札の無効

2の入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札説明書において示す入札に関する条件等に違反した入札は、無効とする。

8 その他

(1) 契約の手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

(2) 入札方法 落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(3) 落札者の決定の方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(4) 契約書作成の要否 要

(5) その他 詳細は、入札説明書による。

9 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased: Monitoring Post Station's Main Unit (including the Particulate Monitor) 8 sets

(2) Time-limit of tender (by hand): 10:30 a.m., 9 August 2013

(3) Time-limit of tender (by mail): 5:00 p.m., 8 August 2013

(4) Contact point for the notice: Bid Administration Division, Treasury Bureau, Fukushima Prefectural Government, 2-16 Sugitsuma-cho, Fukushima-shi, Fukushima 960-8670 Japan TEL024-521-7563

(入札用度課)

福島県警察本部公告第66号

W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける運転免許証追記システム装置等（センター分）の賃貸借について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号。以下「財務規則」という。）第274条の3第1項の規定により公告する。

平成25年6月28日

福島県警察本部長 平 井 興 宣

1 入札に付する事項

- (1) 借入物品の名称及び数量 運転免許証追記システム装置等（センター分）一式（搬入、据付け、組立て、調整、システムインストール・設定・構築、機器保守、撤去等を含む。）
- (2) 借入物品の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
- (3) 借入期間 平成26年1月1日から平成30年12月31日まで
- (4) 納入場所 仕様書による。

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる条件を全て満足している者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (2) この公告の日から入札の日までの間に福島県から入札参加資格制限措置又は指名停止を受けていない者であること。
- (3) 仕様書に定める仕様に合致した物品又はこれと類似する物品について、生産し、販売し、又は相当の期間貸与した実績を有する者であること。
- (4) 当該物品を借入期間中確実に貸与できる者であること。
- (5) 当該物品に係る保守、修理、部品供給等を借入期間中円滑に行い得る者であること。

3 入札に参加する者に必要な資格の確認

入札に参加を希望する者は、所定の一般競争入札参加資格確認申請書に、2の(3)に掲げる事項について証明できる書類を添付して、平成25年7月24日(水)午後5時までに次に掲げる場所に提出し、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けること。

郵便番号960-8686 福島県福島市杉妻町2番16号

福島県警察本部警務部会計課

電話024-522-2151

4 契約条項を示す場所等

(1) 契約条項を示す場所、入札説明書等の配布場所及び問い合わせ先 3に掲げる場所に同じ。郵送による配布を希望する場合は、日本工業規格A列4番の大きさの用紙30枚程度が入る大きさで、200円分の切手を貼付した宛先明記の返信用封筒を同封の上、3に掲げる場所まで請求すること。

(2) 入札及び開札の日時及び場所 平成25年8月7日(水)午後1時30分 福島県庁西庁舎3階301会議室(福島県福島市杉妻町2番16号)

(3) その他 郵便により入札する場合は、書留郵便により行うものとし、平成25年8月6日(火)午後5時までに3に掲げる場所に必着のこと。

5 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金 入札に参加を希望する者は、入札金額の100分の3以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第249条第1項各号のいずれかに該当する場合においては、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。

(2) 契約保証金 落札者は、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第229条第1項各号のいずれかに該当する場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。

6 入札の無効

2の入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札説明書において示す入札に関する条件等に違反した入札は、無効とする。

7 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

(2) 入札方法 落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(3) 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(4) 契約書作成の要否 要

(5) その他 詳細は、入札説明書による。

8 Summary

(1) Nature and quantity of the products for lease : Driver's License Postscript System Device etc.(for Driver's License Centers) 1set(including related costs of installation,adjustment,assembling,system installation-setup-formulation,maintenance,removal,and so on.)

(2) Time-limit of tender(by hand) : 1:30p.m.,7 August 2013

(3) Time-limit of tender(by mail) : 5:00p.m.,6 August 2013

(4) Contact point for the notice : Accounting Division, Police Administration Department, Fukushima Prefectural Police Headquarters, 2-16 Sugitsuma-cho, Fukushima-shi, Fukushima 960-8686 Japan TEL024-522-2151

(会 計 課)

福島県警察本部公告第67号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける運転免許台帳ファイリング装置の賃貸借について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第6条及び福島県財務規則(昭和39年福島県規則第17号。以下「財務規則」という。)第274条の3第1項の規定により公告する。

平成25年6月28日

福島県警察本部長 平井 興 宣

1 入札に付する事項

- (1) 借入物品の名称及び数量 運転免許台帳ファイリング装置 一式（搬入、据付け、組立て、調整、システムインストール・設定・構築、機器保守、撤去等を含む。）
 - (2) 借入物品の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
 - (3) 借入期間 平成26年1月1日から平成30年12月31日まで
 - (4) 納入場所 仕様書による。
- 2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項
次に掲げる条件を全て満足している者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。
- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
 - (2) この公告の日から入札の日までの間に福島県から入札参加資格制限措置又は指名停止を受けていない者であること。
 - (3) 仕様書に定める仕様に合致した物品又はこれと類似する物品について、生産し、販売し、又は相当の期間貸与した実績を有する者であること。
 - (4) 当該物品を借入期間中確実に貸与できる者であること。
 - (5) 当該物品に係る保守、修理、部品供給等を借入期間中円滑に行い得る者であること。
- 3 入札に参加する者に必要な資格の確認
入札に参加を希望する者は、所定の一般競争入札参加資格確認申請書に、2の(3)に掲げる事項について証明できる書類を添付して、平成25年7月24日（水）午後5時までに次に掲げる場所に提出し、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けること。
- 郵便番号960-8686 福島県福島市杉妻町2番16号
福島県警察本部警務部会計課
電話024-522-2151
- 4 契約条項を示す場所等
- (1) 契約条項を示す場所、入札説明書等の配布場所及び問い合わせ先 3に掲げる場所に同じ。郵送による配布を希望する場合は、日本工業規格A列4番の大きさの用紙30枚程度が入る大きさで、200円分の切手を貼付した宛先明記の返信用封筒を同封の上、3に掲げる場所まで請求すること。
 - (2) 入札及び開札の日時及び場所 平成25年8月7日（水）午後2時 福島県庁西庁舎3階301会議室（福島県福島市杉妻町2番16号）
 - (3) その他 郵便により入札する場合は、書留郵便により行うものとし、平成25年8月6日（火）午後5時までに3に掲げる場所に必着のこと。
- 5 入札保証金及び契約保証金
- (1) 入札保証金 入札に参加を希望する者は、入札金額の100分の3以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第249条第1項各号のいずれかに該当する場合においては、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。
 - (2) 契約保証金 落札者は、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第229条第1項各号のいずれかに該当する場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。
- 6 入札の無効
2の入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札説明書において示す入札に関する条件等に違反した入札は、無効とする。
- 7 その他
- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
 - (2) 入札方法 落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
 - (3) 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
 - (4) 契約書作成の要否 要
 - (5) その他 詳細は、入札説明書による。
- 8 Summary
- (1) Nature and quantity of the products for lease : Driver's License Register Filing Device 1set(including related costs of installation,adjustment,

assembling,system installation-setup-formulation,maintenance,removal,and so on.)

- (2) Time-limit of tender(by hand) : 2:00p.m.,7 August 2013
- (3) Time-limit of tender(by mail) : 5:00p.m.,6 August 2013
- (4) Contact point for the notice : Accounting Division, Police Administration Department, Fukushima Prefectural Police Headquarters, 2-16 Sugitsuma-cho, Fukushima-shi, Fukushima 960-8686 Japan TEL024-522-2151

(会 計 課)

福島県警察本部公告第68号

W T Oに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける運転免許証作成事務用システム機器の賃貸借について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号。以下「財務規則」という。）第274条の3第1項の規定により公告する。

平成25年6月28日

福島県警察本部長 平 井 興 宣

1 入札に付する事項

- (1) 借入物品の名称及び数量 運転免許証作成事務用システム機器 一式（搬入、据付け、組立て、調整、システムインストール・設定・構築、機器保守、撤去等を含む。）
- (2) 借入物品の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
- (3) 借入期間 平成26年1月1日から平成30年12月31日まで
- (4) 納入場所 仕様書による。

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる条件を全て満足している者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (2) この公告の日から入札の日までの間に福島県から入札参加資格制限措置又は指名停止を受けていない者であること。
- (3) 仕様書に定める仕様に合致した物品又はこれと類似する物品について、生産し、販売し、又は相当の期間貸与した実績を有する者であること。
- (4) 当該物品を借入期間中確実に貸与できる者であること。
- (5) 当該物品に係る保守、修理、部品供給等を借入期間中円滑に行い得る者であること。

3 入札に参加する者に必要な資格の確認

入札に参加を希望する者は、所定の一般競争入札参加資格確認申請書に、2の(3)に掲げる事項について証明できる書類を添付して、平成25年7月24日（水）午後5時までに次に掲げる場所に提出し、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けること。

郵便番号960-8686 福島県福島市杉妻町2番16号

福島県警察本部警務部会計課

電話024-522-2151

4 契約条項を示す場所等

- (1) 契約条項を示す場所、入札説明書等の配布場所及び問い合わせ先 3に掲げる場所に同じ。郵送による配布を希望する場合は、日本工業規格A列4番の大きさの用紙30枚程度が入る大きさで、200円分の切手を貼付した宛先明記の返信用封筒を同封の上、3に掲げる場所まで請求すること。
- (2) 入札及び開札の日時及び場所 平成25年8月7日（水）午後2時30分 福島県庁西庁舎3階301会議室（福島県福島市杉妻町2番16号）
- (3) その他 郵便により入札する場合は、書留郵便により行うものとし、平成25年8月6日（火）午後5時までに3に掲げる場所に必着のこと。

5 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金 入札に参加を希望する者は、入札金額の100分の3以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第249条第1項各号のいずれかに該当する場合においては、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。
- (2) 契約保証金 落札者は、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第229条第1項各号のいずれかに該当する場合にお

いては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。

6 入札の無効

2の入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札説明書において示す入札に関する条件等に違反した入札は、無効とする。

7 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
- (2) 入札方法 落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (3) 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (4) 契約書作成の要否 要
- (5) その他 詳細は、入札説明書による。

8 Summary

- (1) Nature and quantity of the products for lease : Driver's License Issuance System Equipment 1set(including related costs of installation,adjustment, assembling,system installation-setup-formulation,maintenance,removal,and so on.)
- (2) Time-limit of tender(by hand) : 2:30p.m.,7 August 2013
- (3) Time-limit of tender(by mail) : 5:00p.m.,6 August 2013
- (4) Contact point for the notice : Accounting Division, Police Administration Department, Fukushima Prefectural Police Headquarters,2-16 Sugitsuma-cho, Fukushima-shi, Fukushima 960-8686 Japan TEL024-522-2151

(会 計 課)

福島県選挙管理委員会

福島県選挙管理委員会告示第三十六号

福島県公職選挙等執行規程の一部を改正する規程を次のように定める。
平成二十五年六月二十八日

福島県選挙管理委員会
委員長 菊地 俊彦

福島県公職選挙等執行規程の一部を改正する規程

福島県公職選挙等執行規程（昭和四十年福島県選挙管理委員会告示第十八号）の一部を次のように改正する。

目次中「第四条の三」を「第四条の四」に改める。
第一章中第四条の三を第四条の四とし、第四条の二を第四条の三とし、第四条の次に次の一条を加える。

（告示事項の異動）

第四条の二 県委員会は、公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号。以下「令」という。）第八十八条第十一項、第八十九条第六項の規定による届出があつたときは、速やかにその旨を告示するものとする。

第八条第一項中「公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号。以下「令」という。）を「令」に改め、同項第一号ア中「第八条第二十五項」を「第八条第二十七項」に改める。

第三十三条から第五十五条までを次のように改める。
（衆議院小選挙区選出議員の選挙の政見放送）

第三十三条 政見放送及び経歴放送実施規程（平成六年自治省告示第百六十五号。以下「実施規程」という。）第二条第一項の規定により衆議院小選挙区選出議員の選挙において候補者届出政党が政見放送を行うことができる基幹放送事業者及び当該基幹放送事業者の放送設備により行うことができる政見放送の回数は、次項から第五項までに定めるとおりとする。

2 平成二十五年六月二十八日以降に期日の公示又は告示がなされる衆議院小選挙区選出議員の選挙（同日以降初めて執行されるものに限る。）及び第五項の選挙の次に執行される衆議院小選挙区選出議員の選挙におけるテレビジョン放送の回数については次のとおりとし、ラジオ放送の回数については株式会社ラジオ福島が一回とする。ただし、第五項の選挙の次に執行される選挙が同項の選挙の再選挙である場合は、第五項のとおりとする。

基幹放送事業者名	テレビジョン放送の回数
人 届出候補者の数が一人又は二人まで	届出候補者の数が三人から五人まで

株式会社福島中央 テレビ	一
福島テレビ株式会 社	一

3 前項の選挙の次に執行される衆議院小選挙区選出議員の選挙におけるテレビジョン放送の回数については次のとおりとし、ラジオ放送の回数については株式会社ラジオ福島が一回とする。ただし、同項の選挙の次に執行される選挙が同項の選挙の再選挙である場合は、前項のとおりとする。

基幹放送事業者名	テレビジョン放送の回数
株式会社福島放送	一
株式会社テレビユー 福島	一

4 前項の選挙の次に執行される衆議院小選挙区選出議員の選挙におけるテレビジョン放送の回数については次のとおりとし、ラジオ放送の回数については株式会社ラジオ福島が一回とする。ただし、同項の選挙の次に執行される選挙が同項の選挙の再選挙である場合は、前項のとおりとする。

基幹放送事業者名	テレビジョン放送の回数
福島テレビ株式会 社	一
株式会社福島中央 テレビ	一

5 前項の選挙の次に執行される衆議院小選挙区選出議員の選挙におけるテレビジョン

放送の回数については次のとおりとし、ラジオ放送の回数については株式会社ラジオ福島が一回とする。ただし、同項の選挙の次に執行される選挙が同項の選挙の再選挙である場合は、前項のとおりとする。

基幹放送事業者名	テレビジョン放送の回数
株式会社テレビユー 福島	一
株式会社福島放送	一

(参議院選挙区選出議員の政見放送)
第三十四条 実施規程第二条第五項の規定により候補者(参議院選挙区選出議員の選挙に限る。)が政見放送を行うことができる基幹放送事業者及び当該基幹放送事業者の放送設備により行うことができる政見放送の回数は、次項から第五項までに定めるとおりとする。

2 平成二十五年六月二十八日以降に公示又は告示がなされる参議院選挙区選出議員の選挙(同日以降初めて執行されるものに限る。)及び第五項の選挙の次に執行される参議院選挙区選出議員の選挙においては、株式会社テレビユー福島、株式会社福島中央テレビ及び福島テレビ株式会社のテレビジョン放送の回数並びに株式会社ラジオ福島のラジオ放送の回数を一回ずつとする。ただし、第五項の選挙の次に執行される選挙が同項の再選挙である場合は、第五項のとおりとする。

3 前項の選挙の次に執行される参議院選挙区選出議員の選挙においては、株式会社テレビユー福島、株式会社福島放送及び福島テレビ株式会社のテレビジョン放送の回数並びに株式会社ラジオ福島のラジオ放送の回数を一回ずつとする。ただし、同項の選挙の次に執行される選挙が同項の再選挙である場合は、前項のとおりとする。

4 前項の選挙の次に執行される参議院選挙区選出議員の選挙においては、株式会社テレビユー福島、株式会社福島中央テレビ及び株式会社福島放送のテレビジョン放送の回数並びに株式会社ラジオ福島のラジオ放送の回数を一回ずつとする。ただし、同項の選挙の次に執行される選挙が同項の再選挙である場合は、前項のとおりとする。

5 前項の選挙の次に執行される参議院選挙区選出議員の選挙においては、株式会社福島中央テレビ、株式会社福島放送及び福島テレビ株式会社のテレビジョン放送の回数並びに株式会社ラジオ福島のラジオ放送の回数を一回ずつとする。ただし、同項の選挙の次に執行される選挙が同項の再選挙である場合は、前項のとおりとする。
(福島県知事の選挙の政見放送)

第三十五条

実施規程第二条第五項の規定により候補者（福島県知事の選挙に限る。）が政見放送を行うことができる基幹放送事業者及び当該基幹放送事業者の放送設備により行うことができる政見放送の回数、次項から第五項までに定めるとおりとする。

2 平成二十五年六月二十八日以降に告示がなされる福島県知事の選挙（同日以降初めて執行されるものに限る。）及び第五項の選挙の次に執行される福島県知事の選挙においては、株式会社テレビユー福島、株式会社福島中央テレビ及び福島テレビ株式会社のテレビジョン放送の回数並びに株式会社ラジオ福島のラジオ放送の回数を一回ずつとする。ただし、第五項の選挙の次に執行される選挙が同項の選挙の再選挙である場合は、第五項のとおりとする。

3 前項の選挙の次に執行される福島県知事の選挙においては、株式会社テレビユー福島、株式会社福島放送及び福島テレビ株式会社テレビジョン放送の回数並びに株式会社ラジオ福島のラジオ放送の回数を一回ずつとする。ただし、同項の選挙の次に執行される選挙が同項の選挙の再選挙である場合は、前項のとおりとする。

4 前項の選挙の次に執行される福島県知事の選挙においては、株式会社テレビユー福島、株式会社福島中央テレビ及び株式会社福島放送のテレビジョン放送の回数並びに株式会社ラジオ福島のラジオ放送の回数を一回ずつとする。ただし、同項の選挙の次に執行される選挙が同項の選挙の再選挙である場合は、前項のとおりとする。

5 前項の選挙の次に執行される福島県知事の選挙においては、株式会社福島中央テレビ、株式会社福島放送及び福島テレビ株式会社テレビジョン放送の回数並びに株式会社ラジオ福島のラジオ放送の回数を一回ずつとする。ただし、同項の選挙の次に執行される選挙が同項の選挙の再選挙である場合は、前項のとおりとする。

（政見放送及び経歴放送の順序の決定のくじ）

第三十六条 県委員会は、衆議院小選挙区選出議員の選挙にあつては当該選挙における各候補者届出政党の政見放送の順序を、参議院選挙区選出議員又は福島県知事の選挙にあつては当該選挙における各候補者の政見放送及び経歴放送の順序を定めるくじを行う日時及び場所を決めたときは、これを告示するものとする。

第三十七条から第五十五条まで 削除

第六十八条の見出し中「知事選挙」を「福島県知事の選挙」に改める。

第七十二条中「県知事」を「福島県知事」に改める。

別表第一中「第四条の二関係」を「第四条の三関係」に改める。

附 則

この規程は、平成二十五年六月二十八日から施行する。